

話し合いでトラブルを解決

裁判によらず、当事者同士の話し合いによってトラブルを解決するADR（裁判外紛争解決手続）。ADRは裁判に比べて、簡易・低廉・柔軟さをもったトラブル解決が可能になるが、これは消費者のみならず、不動産・建築事業者にとっても有益な制度であると言える。事業者は当事者同士の板挟みとなり時間と労力を浪費していくケースも多くあるが、ここでADRという話し合いによる具体的な解決策を提案することは非常に前向きなことだ。法務大臣認証機関である（一社）日本不動産仲裁機構が取り扱うADRを実施する「再生可能エネルギーアドバイザー」が取り扱う「再生エネ」に関わるトラブル事例について、特定非営利活動法人日本住宅性能検査協会の大谷昭二理事長から紹介してもらおう。



大谷昭二理事長

11年の東日本大震災に伴う福島第一原発の事故以降、より一層注目されているのが、太陽光発電、風力発電、バイオマス発電などの再生可能エネルギーです。地球環境への配慮という観点からすると歓迎されるべき取り組みなのですが、再生エネ設備が設置される地域住民とのトラブルが報告されています。トラブルの理由としては、「景観が損なわれることへの懸念」「防災面への懸念」「自然の保護に

対する意識の高まり」などがあり、トラブルが発生する設備としては、「メガソーラー」が主なものとなっています。地元企業や自治体の主導により地域ぐるみで再生可能エネルギーの導入を推進し、事業収益などを地域への還元に結び付ける取り組みのアドバイザーである「再生可能エネルギーアドバイザー」は、再生エネ事業者と地域住民の間で発生するトラブルを話し合いで解決に導く支援をすることも活動内容の一つとします。ここでは、事業者と地域住民のトラブルについて、その内容と経過をご紹介します。

長野県では、メガソーラーの建設事業者に対し、周辺の観光業者や住民は、景観への懸念から建設の白紙撤回を求めました。その後、市の仲介で再度説明会が開かれましたが折り合わず、住民は設置差し止めを要求。ここから再度の話し合いが持たれ、事業者は周辺の植栽を増やすという対応を提案し、和解決しました。これを受けて市は「景観計画」を改訂し、開発に伴う届出を義務化する

ことになりました。

再生可能エネルギーアドバイザー②

ガイドラインを策定

再生エネに関するトラブルが発生した自治体では、トラブルの発生後にガイドラインなどを制定し、トラブル防止に生かす事例が多くなっています。このガイドラインなどの策定のためにも、地域住民の主張や事業者の考え、ヒジョなどを収集できる話し合いの場を持つことは、有効であると考えられます。

この場を設け、結果として事業者が警戒区域でのパネル撤去を行ったケースも。人口や生産の減少に伴い、地域経済を再生する必要性は高まっています。再生可能エネルギー事業は、地域の産業創出や雇用確保など、地域活性化を実現するために有効なものですが、あくまで地域住民が歓迎する形でなければなりません。また、事業者と地域住民の間にある隔たりを取り除くのは、両者が歩み寄り、共に納得するための方法を検討する話し合いの場であることも忘れてはなりません。

●法務大臣認証ADR機関
一般社団法人日本不動産仲裁機構 電話03(3524)

地域住民に配慮を